

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 水産課

法令名	漁業法	法令番号	昭和24年法律第267号	
手続名	漁業権行使規則の認可	根拠条項	第106条第7項	
審査基準	<p>1 漁業権行使規則（以下「規則」という。）に次に掲げる事項が規定されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員行使権を有する者（以下「組合員行使権者」という。）の資格 ・当該漁業を営むべき区域又は期間 ・当該漁業の方法 ・組合員行使権者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項 ・当該組合員行使権者に金銭を賦課するときは、その額（以下「行使料」という。） <p>2 規則の認可申請に当たり次の手続を経ていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産業協同組合法の規定による総会の議決 ・区画漁業又は第一種共同漁業を内容とする団体漁業権については、上記の議決前に、その組合員のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（法第七十二条第二項第二号の要件に該当することにより同項の規定により適格性を有するとされた者に係る団体漁業権にあつては、当該沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者））であつて当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意 <p>3 規則が不当に差別的でないこと</p> <p>4 規則に行使料について規定されている場合は、団体漁業権を管理する上で合理的な費用であること</p>			
	受付機関	水産課	処理機関	水産課
			交付機関	水産課
			標準処理期間	60日
		標準経由期間	日	
		目次		